

施策1 地域経済を支える産業をまもりそだてる

施策概要

施策の必要性

農林業従事者の高齢化が急激に進み、依然として担い手不足の状況にありますが、多くの市民から新鮮で安全・安心な農作物に対するニーズが高まっており、新たな担い手の確保や、地域特性をいかした農林業振興が必要です。また、小売業や卸売業では、生活スタイルや消費者ニーズが多様化する中、集客力を維持できず活力が低下しており、製造業を中心とする事業者においても、産業環境や経済状況の変化のもと、移転や統合、廃業など厳しい経営環境となっています。

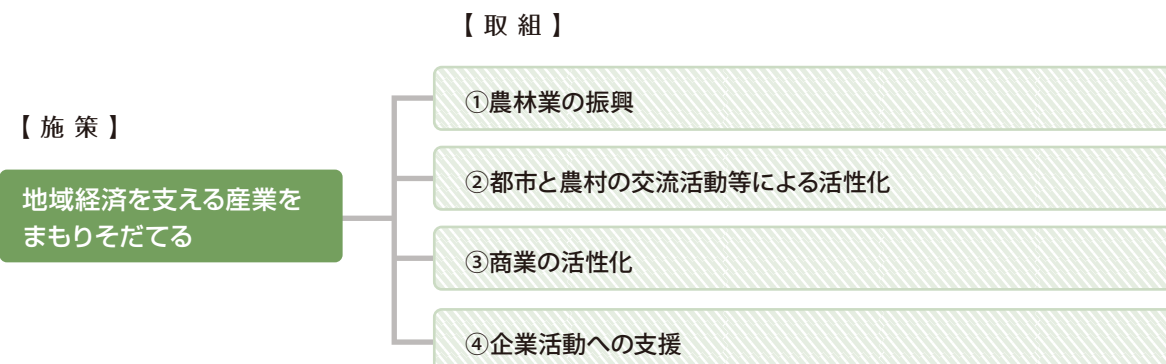
これらの状況下、まちの発展へ向けて、便利で楽しみのある商店街づくりや市内事業所の事業継続・成長を支援する必要があります。

施策の方向性

本市の農林業は、都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や、適切な森林整備を促進するとともに、地域ぐるみでの営農や市民、企業等の新たな担い手を育成します。

また、商店街が便利で楽しみのある場所として、買い物客や地域住民で賑わい、市内企業が安定的に事業を継続し、成長を遂げるなど、活力あふれるまちづくりを進めていきます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《農業振興地域整備計画》

農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を推進するため、農業生産基盤や生活環境施設、農業近代化施設の整備計画、農業経営の促進計画や担い手の確保に関する計画などを総合的に定める計画

《農村振興基本計画》

農村地域の振興を図るため、地域の将来像を明確化し、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備のみならず、生活環境の整備やその他の政策を地域住民参加のもとで定める計画

《森林整備計画》

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める計画

《産業振興ビジョン・アクションプラン》

平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンの実現に向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画

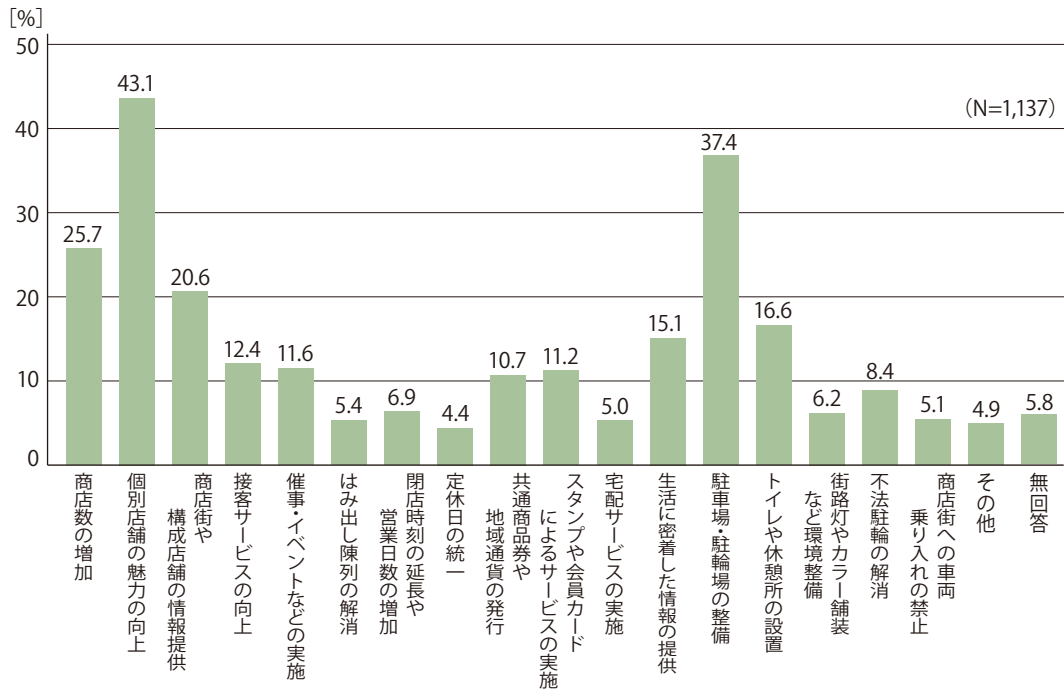
《中心市街地活性化基本計画》

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、多様な主体が参画した実効性のある具体的方策を定める計画

関連する施策と連携の内容

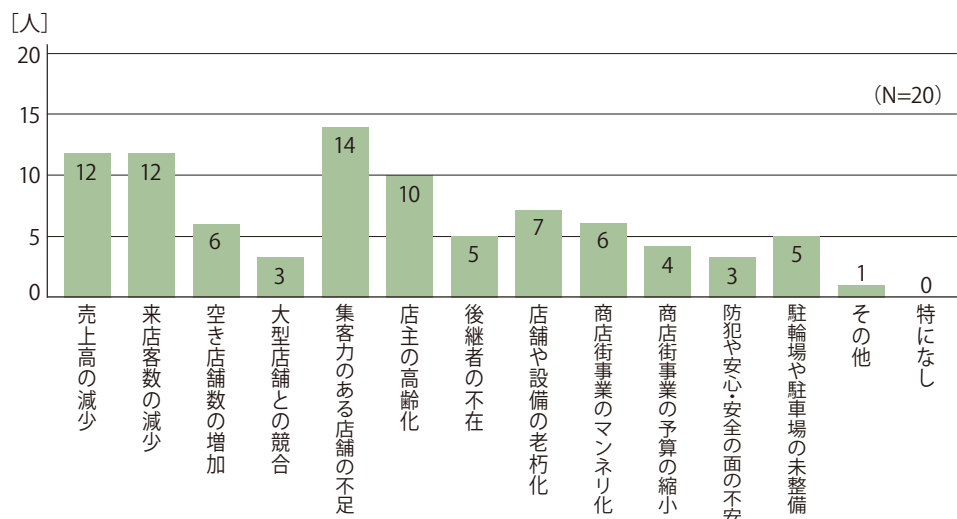
関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	安全・安心な農作物が給食で供給されるように取り組みます。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	観光施策と連携し、都市と農村の交流と商業活性化を推進します。
5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	地域経済の活性化に向けた施策を連携して推進します。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	活力あるまちづくりをめざし、施策を連携して推進します。
6-2 バランスのとれた自然環境をつくる	農林業を通じて自然環境の保全を図ります。

■市内の商店街を魅力的にするために重要な取組（複数回答）



買い物・サービス利用に関するアンケート（平成21年2月）
茨木市産業振興ビジョン策定に向けた調査

■商店街が抱えている問題（複数回答）



商店街アンケート（平成20年12月）
茨木市産業振興ビジョン策定に向けた調査

■商業集積地の事業所数・従業者数等

名 称	事業所数 [箇所]	従業者数 [人]	年間商品 販売額[億円]	売場面積 [m ²]
商 業 集 積 地 計	743	6,128	937	127,041
本 町 地 区 商 業 地 域	29	89	7	1,142
総持寺駅前東地区商業地域	42	281	28	3,221
J R 駅 前 東 地 区 商 業 地 域	50	387	52	6,129
ソ シ オ い ば ら き	36	137	12	1,195
阪急茨木駅東地区商業地域	101	1,255	222	23,781
春 日 地 区 商 業 地 域	43	224	22	2,639
永 代 地 区 商 業 地 域	13	69	5	1,412
J R 駅 前 西 地 区 商 業 地 域	50	296	40	4,680
総持寺駅前西地区商業地域	20	138	14	1,737
大 池 ・ 並 木 地 区 商 業 地 域	28	120	22	3,551
阪急南茨木駅周辺地区商業地域	54	417	71	5,034
元 町 地 区 商 業 地 域	75	335	35	4,491
別 院 町 地 区 商 業 地 域	38	290	36	4,180
大 手 町 地 区 商 業 地 域	21	100	11	1,719
ロ サ ヴ ィ ア	47	230	32	3,519
アル・プラザ茨木	21	555	99	15,741
マ イ カ ル 茨 木	75	1,205	230	42,870

経済産業省「平成19年商業統計調査」

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
①農林業の振興	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	本市の農林業従事者のほとんどが兼業で、従事者の高齢化や担い手不足から、耕作面積は減少し、森林は手入れが行き届かなくなりつつあります。	生産基盤や生活環境基盤を整備するとともに、集落営農の組織化や市民、企業等の担い手の確保に努めます。 また、有害獣対策や森林整備を支援します。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	農業生産施設や農村生活環境が整備され、さまざまな担い手により、農業が営まれ、安全・安心な農作物が市民に供給されています。また、適切な森林整備が進んでいます。	組織化された営農の共同作業に参加します。 また、農林産物を活用した加工品の使用に努めます。
②都市と農村の交流活動等による活性化	《 現 状 と 課 題 》	《 事 業 者 ・ 団 体 》
		農林業従事者は営農の組織化を図り、担い手の確保に努めます。また、農林産物を活用した加工品の開発に努めます。 農協等は、営農指導の強化を図ります。また、実行組合や水利組合は地域の共同作業を企画・実施します。 建設業においても大阪産材の使用に努めます。
	《 目 標 》	《 市 》
		直売活動を通じた地産地消の取組を推進するため、特産品等の栽培や6次産業化の取組を支援するとともに、体験農園やイベントの開催状況の情報発信に努めます。 市民農園や体験農園の開設を促進します。 また、北辰中学校跡地において、周辺農地と連携した体験農園や集客施設の整備を推進します。
②都市と農村の交流活動等による活性化	《 目 標 》	《 市 民 》
		イベントを通じて農業への理解を深めるほか、市内で栽培された農産物を購入できる直売所を利用します。 市民農園等で農業とふれあいます。
	《 目 標 》	《 事 業 者 ・ 団 体 》
		企業による農林業支援を実施するとともに、イベントを企画し、他のイベントにも参加します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取 組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
③商業の活性化	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	消費者ニーズや生活スタイルの変化に伴い、利便性の高い新たな大型ショッピングセンターに買い物客が流れ、従来の小売・卸売事業者の売上高が減少傾向にあります。また、まちを楽しむ機会の増加が求められています。	地元商業の活性化に向けて、来街環境の整備や創業者の支援に努め、利便性の向上を図るとともに、イベントや店舗の情報発信などの取組を支援します。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	商店街が、利便性が高く居心地のいい場となり、大型ショッピングセンターと共生しています。また、まちなかに魅力ある商店が集まり、多様なイベントが開催され、楽しみに訪れた人々で賑わっています。	市内でのイベント参加や消費活動に努めます。
④企業活動への支援	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	グローバル化、少子高齢化等による産業構造や社会経済情勢の変化を受け、企業にとって厳しい経営環境となっています。企業の操業継続を支援する施策を展開し、市内産業の活性化を図ることが求められています。	市内企業への個別訪問やワンストップ相談※を通じ、市と企業の間を深めるとともに、企業の操業継続の支援に努めます。 また、経済の国際化に対応した企業活動に協力できるよう、関係機関と連携を図ります。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	市内企業が操業を継続し、発展成長することにより、地域経済が発展しています。	《 事 業 者 ・ 団 体 》
		事業者は、産業構造等の変化に対応するため、新製品・新技術の研究開発等に努め、競争力を高めます。

※ワンストップ相談：

複数の内容の相談を一つの窓口で済ませられることをいいます。

施策2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる

第5章：都市活力がみなぎる便利で快適なまち

施策概要**施策の必要性**

経済のグローバル化や人口減少社会到来による産業構造、社会経済情勢の変化により、企業の生産拠点の移転や集約が進む中、特区制度[※]などを活用した成長産業の集積、新商品開発などによる既存産業の活性化、さらには、地域との連携や人材育成等の地域経済の活性化へ向けた対策を講じる必要があります。

施策の方向性

特区制度や企業立地促進奨励金などの企業支援施策を活用し、バイオ・ライフサイエンス分野など成長産業の集積や幹線道路沿道等での物流施設など本市の地域特性をいかした企業立地を進めます。また、多様なビジネスの創出とともに、育成された人材がいきいきと活躍することで、活力がみなぎるまちづくりを進めていきます。

施策を実現するための取組の体系**【 施 策 】**

時代の変化を見通した
新しい産業をつくり、
そだてる

【 取 組 】

- ① 地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成
- ② 幹線道路沿道での企業立地誘導
- ③ 特区制度などを活用した企業立地

分野別計画等**《産業振興ビジョン・アクションプラン》**

平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンの実現に向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

※特区制度：

特区（総合特区）制度は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るための制度です。本市では彩都西部地区、東芝大阪工場跡地などが「関西イノベーション国際戦略総合特区」の指定を受けています。

関連する施策と連携の内容

関 連 す る 施 策	連 携 の 内 容
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	デザイナーやクリエイターの進出を促進するため連携を行います。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそでてる	地域経済の活性化に向けた施策を連携して推進します。
5-4 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる	企業誘致の観点から、幹線道路沿道や彩都などの土地活用を進めていきます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	コミュニティビジネスなど新たなビジネスの手法と地域の人材との連携を促進します。

■彩都ライフサイエンスパーク※¹の現状

立 地 状 況	計 画	現 状
区 画 数	20区画	20区画
面 積	約15.5ha	約15.5ha

(平成26年6月末時点)
茨木市資料

■彩都バイオインキュベーション施設※²の入居状況

区 分	計 画	現 状	
彩 都 バイオインキュベータ	33室	33入居	18社
彩 都 バイオヒルズセンター	10室	10入居	5社
彩都バイオイノベーションセンター	19室	18入居	11社
計	62室	61入居	34社

(平成26年6月末時点)
茨木市資料

※¹ 彩都ライフサイエンスパーク:

独立行政法人医薬基盤研究所や彩都バイオインキュベータなど、バイオや医薬等をはじめとするさまざまなライフサイエンス関連分野の研究・開発機能等を持つ研究所や企業が集まっている彩都西部地区のシンボルゾーンです。

※² 彩都バイオインキュベーション施設:

バイオ・ライフサイエンス分野に関連する大学の研究成果や新技術を活用し、新事業創出を行う起業家や企業に対し、低賃料の貸しオフィスや研究室を提供し、その成長を促進することを目的とした新事業支援施設です。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成	《 現状と課題 》	《 市 》 新事業の創出やコミュニティビジネス等の新たなビジネス手法の活用に対し、大学、企業、地元金融機関、地域の人材等がそれぞれの強みをいかせる、連携体制の基盤整備を進めます。
	《 目標 》	《 市民 》 地域の人材やノウハウ、施設、資金をいかして、地域課題の解決や地域の活性化に取り組みます。
		《 事業者・団体 》 事業者は、新製品・新技術の研究開発等に努め、競争力を高めます。また、大学と連携し、地域で活躍できるイノベティブ(革新的)、クリエイティブ(創造的)な人材を育成します。
② 幹線道路沿道での企業立地誘導	《 現状と課題 》	《 市 》 周辺環境に配慮しながら、幹線道路沿道への物流施設など地域特性をいかした立地促進に努めます。
	《 目標 》	《 市民 》 幹線道路沿道においては農業との調和に留意しながら、土地区画整理事業 [※] 等の手法により、企業立地につながる土地利用を協力して進めます。
		《 事業者・団体 》 事業者は、交通利便性をいかした進出活動を進め、市民の雇用に努めます。
③ 特区制度などを活用した企業立地	《 現状と課題 》	《 市 》 特区制度や企業立地促進奨励金などの企業支援施策を活用し、成長産業の集積促進を図ります。
	《 目標 》	《 市民 》
	特区制度や企業立地促進奨励金などの支援施策により、バイオ関連や環境関連など成長産業の集積が進み、市内企業とのビジネスマッチングなどの経済効果が生まれ、地域経済の活性化が図られています。	《 事業者・団体 》 産学官で構成する「関西イノベーション国際戦略総合特区(北大阪地域)」の推進主体である北大阪(彩都等)地域拠点協議会において、特区事業の具体化に関する協議・調整を行います。

※土地区画整理事業：

土地区画整理法に基づき、都市基盤が未整備な市街地や市街化が予想される地区の健全な市街化を図るため、道路、公園など公共施設の整備、改善と宅地の利用を増進する事業です。

施策3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる

施策概要

施策の必要性

働く意欲はあるが就労にあたり困難な要因を抱える人(就職困難者)や不安定な就労を余儀なくされている人が、その能力や希望に応じた就労を実現できることが求められています。また、大企業と中小企業の労働条件等の格差が生じているとともに、ハラスメント、過重労働など労働問題が散見されていることから、市内事業所で働く人々の福利厚生や労働環境の改善を支援する必要があります。

施策の方向性

働く意欲はあるが就労にあたり困難な要因を抱える人(就職困難者)や不安定な就労を余儀なくされている人の能力と希望に応じた就労を支援する施策に取り組みます。また、市内の事業所において、働く人々が安心して、いきいきと働くことができる職場づくりを促進する施策に取り組みます。

施策を実現するための取組の体系

【施策】

就労支援と働きやすい
職場づくりをすすめる

【取組】

①就労の支援

②働きやすい職場づくりの推進

分野別計画等

《産業振興ビジョン・アクションプラン》

平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンの実現に向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画

《第2次男女共同参画計画》

国や府の男女共同参画基本計画等を踏まえ、少子高齢化の進行や家族・地域社会の変化、社会情勢の変化などに対応し、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するための施策を定める計画

《次世代育成支援行動計画(第3期)》

すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

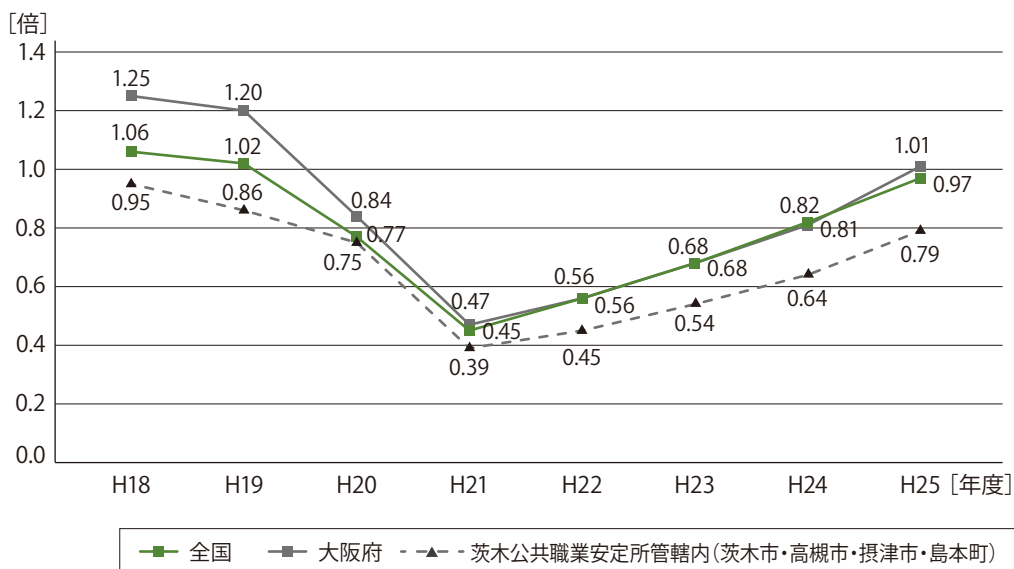
《障害者施策に関する第3次長期計画》

障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者の就労を支援します。
1-3 障害者への支援を推進する	障害者の就労を支援します。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	生活困窮者の就労を支援します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	ひとり親家庭等に対する就労を支援し、ワークライフバランス※に関する施策を連携して推進します。
2-5 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう取組を推進する	ニート等の若者の就労を支援します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	職場のハラスメントなど企業における人権問題に関する施策を連携して推進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	女性に対する就労を支援し、ワークライフバランスに関する施策を連携して推進します。

■有効求人倍率



茨木公共職業安定所提供資料

※ワークライフバランス：

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取 組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
①就労の支援	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	雇用情勢は改善の傾向にありますが、就職困難者の就職は依然として厳しい状況にあります。希望する就労を実現するため、自らのスキル向上をめざす人を支援する必要があります。	関係機関と連携し、企業見学会や合同就職面接会、求職者のスキルアップ支援などさまざまな就労支援施策を行います。また、障害者雇用などの理解を深めるため、啓発を行います。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	若者、女性、障害者などが、その能力と希望に応じた就労を実現しています。 市民や学生の市内における就労と、市内中小企業等の人材確保が促進されています。	希望する就労を実現するため、スキルアップ等に努めます。
②働きやすい職場づくりの推進	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
		働きやすい職場づくりや、労働基準法等の労働法制について周知、啓発を行います。また、労働に関する身近な相談窓口を設置するとともに、市内事業所で働く人々の福祉の増進を図るため、勤労者互助会を支援します。
		《 市 民 》
		働く人々の権利が守られるとともに、雇用が安定し、安心していきいきと働いています。
	《 目 標 》	《 市 民 》
		職場環境や労働法制について、関心を持ち理解を深めます。
		《 事 業 者 ・ 団 体 》
		事業者は、労働基準法などの労働関係法令を遵守し、誰もが働きやすい環境づくりや勤労者の福利厚生の実現に努めます。

施策4 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる

第5章：都市活力がみなぎる便利で快適なまち

施策概要**施策の必要性**

本市は国土軸に位置し、交通利便性に優れた立地であり、都市の活動も、広域的な視点から進められています。一方、近年、経済のグローバル化等から、企業の移転や流出が見られます。将来にわたって活力ある都市であり続けるためには、広域的な交通等を支える都市基盤整備と良好な住環境や魅力ある産業環境等の形成をさらに推し進め、都市機能が適正に配置された総合的な機能を備えた都市づくりを計画的に進める必要があります。

施策の方向性

広域的な都市基盤施設の充実を図るとともに、計画的な市街地整備や地域特性をいかした土地利用の誘導を図り、強み(ポテンシャル)をいかした整備を推進します。また、住、働、学、憩という都市において行われる機能を備えた都市づくりを進め、活力と魅力の増進に取り組みます。

施策を実現するための取組の体系**【 施策 】**

地域特性をいかした都市
づくりを計画的にすすめる

【 取 組 】

①計画的な都市基盤整備や市街地整備

②彩都の都市づくり

③適切な開発や建築物・土地利用の誘導

分野別計画等**《都市計画マスタープラン》**

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

《景観計画》

景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれによる将来の景観づくりに関する指針となる総合的な計画

用語の使い分けについて：

第5章施策4～9においては、都市計画マスタープランと関連が深いため、以下の用語については都市計画マスタープランと同じ定義付けで記載します。

- ・都市計画：法や制度としての都市計画や学問領域、理論を指す場合に使用
- ・都市づくり：都市計画や都市整備など、市としての大きな方針に係わる活動を指す場合に使用
- ・まちづくり：地域における住民、企業、行政等による自律的で継続的な環境改善に関する活動を指す場合に使用

関連する施策と連携の内容

関 連 す る 施 策	連 携 の 内 容
5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	幹線道路沿道や特区制度を活用した企業立地に関して、周辺環境に配慮した適切な土地利用や建築物の誘導を図ります。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	景観計画や緑の基本計画に即して、地域の生活環境や景観に配慮した良好な土地利用や開発を誘導します。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	都市計画施設 ^{※1} の計画的な整備や必要に応じた見直しにより、秩序ある市街地の整備を進めます。
5-9 市民・民間によるまちづくりを促進する	民間活力の活用や、住民による地域づくりと連携し、地域特性をいかした土地利用を誘導します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取 組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
①計画的な都市基盤整備や市街地整備	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	広域的な都市基盤整備等においては、国・府・近隣自治体等と協議し、連携した取組を進めています。 大規模な開発や工場跡地の再開発等の土地利用にあたっては、地区計画 ^{※2} 等の制度を活用し、計画的で秩序ある市街地整備を進めています。 また、既成市街地における駅周辺施設の再整備のニーズが高まっています。	広域に影響を及ぼす都市基盤や大規模施設については、関係機関等と連携し、協議を進めます。 幹線道路沿道については、土地区画整理事業や地区計画等を活用し、適正な土地利用を誘導します。 既成市街地についても市街地再開発事業等を活用し、持続可能な市街地の形成を推進します。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	関係機関や事業者と連携し、広域的観点から都市づくりに取り組んでいます。 また、地域の実情に応じて、適宜適切に土地利用制度が見直され、時代の変化に対応した計画的な市街地整備が進められています。	地区計画や建築協定 ^{※3} 、景観協定 ^{※4} の活用等、地域の状況に応じた自発的なルールづくりにより、生活環境の維持や向上に努めます。土地区画整理事業等により、良好な市街地環境の形成と整備に取り組みます。
		《 事 業 者 ・ 団 体 》
		広域的に影響や効果を及ぼす大規模な開発において、開発事業者は、住民ニーズや社会経済情勢の把握、周辺への配慮に努め、適切な土地利用を検討し、市及び関係機関等と協議・調整を行います。 また、土地区画整理事業や地区計画等を活用し、計画的な市街地整備に協力します。

※1 都市計画施設：

道路、公園、水道、下水道などの都市生活を営む上で必要な都市施設のうち、都市計画で定められたものをいいます。

※2 地区計画：

都市計画法に基づき、一体的に整備、保全を図るべき地区において、地区住民の意向を反映して、建物の用途、高さ、敷地面積の最低限度や、地区施設道路、公園などについて定め、秩序ある開発行為や建築等が行われるように規制、誘導する制度です。

※3 建築協定：

建築基準法に基づく制度であり、同法に定められた基準に加え、地域の住民が自発的に、地域内の建築物の用途や形態などのルールを取り決め、それらをお互いに守りあうことによって、地域の良好な住環境やまちなみなどを将来にわたって守り育てていく制度です。

※4 景観協定：

景観法に基づき、景観計画区域内の土地所有者等の合意により、建築物、工作物、屋外広告物などについて、地域の良好な景観づくりのためのルールを定める協定です。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
② 彩都の都市づくり	《 現状と課題 》	《 市 》
	西部地区は、平成26年6月末現在、約7,800人の方が居住し、中部地区は造成工事に着手しています。東部地区の一部では事業化に向けた取組が進められており、新名神や名神に近接している立地をいかした物流拠点等としての整備が望まれます。	西部・中部地区では良好な住宅地の形成や企業等の誘致を進めていきます。東部地区では、社会経済情勢や周辺環境の変化に対応した都市づくりを、民間の活力等を活用しながら段階的に進めていきます。
	《 目標 》	《 市民 》
	東部地区の都市づくりについては、民間の活力等を活用しながら段階的に進められています。西部・中部地区では良好な住環境等の維持形成と企業等の誘致が進められています。	住宅地においては地区計画等を活用し、地域住民が主体となって良好な住環境の維持に努めます。
③ 適切な開発や建築物・土地利用の誘導	《 現状と課題 》	《 事業・団体 》
		彩都建設推進協議会をはじめ彩都計画を進める事業者等は、東部地区の開発を進めるにあたって、社会経済情勢、周辺環境の変化や地権者の意向等を踏まえ、将来を見通した都市づくりを推進するとともに、新たな産業創出につながる企業等の誘致に努めます。進出企業等は地域への貢献に努めます。
		《 市 》
		開発許可基準の適正な運用や適宜適切な都市計画の見直しなどにより、社会経済情勢の変化や時代のニーズを捉えながら市の発展につながるよう、土地利用誘導を検討します。
③ 適切な開発や建築物・土地利用の誘導	《 目標 》	《 市民 》
		建築物を建築する際には、景観や周辺の住環境に調和した計画となるよう努めるとともに、地域住民が主体となって、地区のルールづくりに取り組み、将来にわたって良好な生活環境が維持できるよう努めます。
		《 事業・団体 》
		大規模な開発や土地利用転換を進めるにあたり、事業者は、住民のニーズや社会経済情勢の把握、周辺地域に配慮し、将来を見通した計画的な土地利用を検討します。また、緑空間の確保や景観、周辺住環境に配慮した開発計画となるよう努めます。

施策5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる

施策概要

施策の必要性

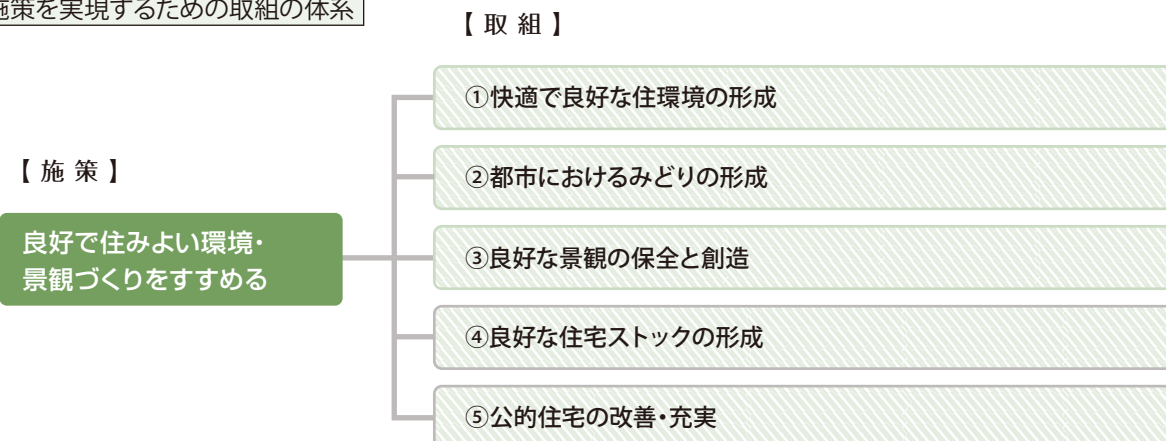
良好で住みよい環境は、行政による公共施設の整備だけでは実現できず、市民、事業者等の活動が大きな役割を果たします。都市に関わるすべての主体が、その役割を理解し、住みよい環境形成に取り組むことが重要です。都市計画などの制度は、住民や事業者の活動を誘導することにより、良好な環境や景観形成を図るために設けられていますが、よりよい環境を創り、守り、育てていくための意識づくりやルールづくりが必要です。また、みどりは、良好な環境形成に大きな役割を果たすものであり、その保全と創造に取り組む必要があります。

施策の方向性

市民、事業者等による開発や施設の管理が良好な環境を形成することを基本に、住みよいまちを創るため、計画の共有、ルールの作成、適正な運用と適時適切な見直し、住民への支援などを行い、快適な住環境や美しい街並みが魅力的で将来にわたり住み続けたいまちをめざします。

また、緑地の適正な保全と緑化を推進し、自然とのふれあいやみどりをいかしたうるおいのある環境づくりをめざします。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

《緑の基本計画》

緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画

《景観計画》

景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれによる将来の景観づくりに関する指針となる総合的な計画

《市営住宅長寿命化計画》

市営住宅を安全で安心な住まいとして長期間にわたって確保するため、予防保全的な観点から耐震改修や外壁改修、屋上防水等の修繕や改善の計画を定め、長寿命化による維持管理費の削減と修繕等の事業量の平準化を行い、併せて管理・運営を改善することにより、効率的・効果的な活用を図る計画

《住宅・建築物耐震改修促進計画》

市における建築物の耐震化を計画的に促進するため、必要な施策や啓発及び知識の普及等に関する事項を定める計画

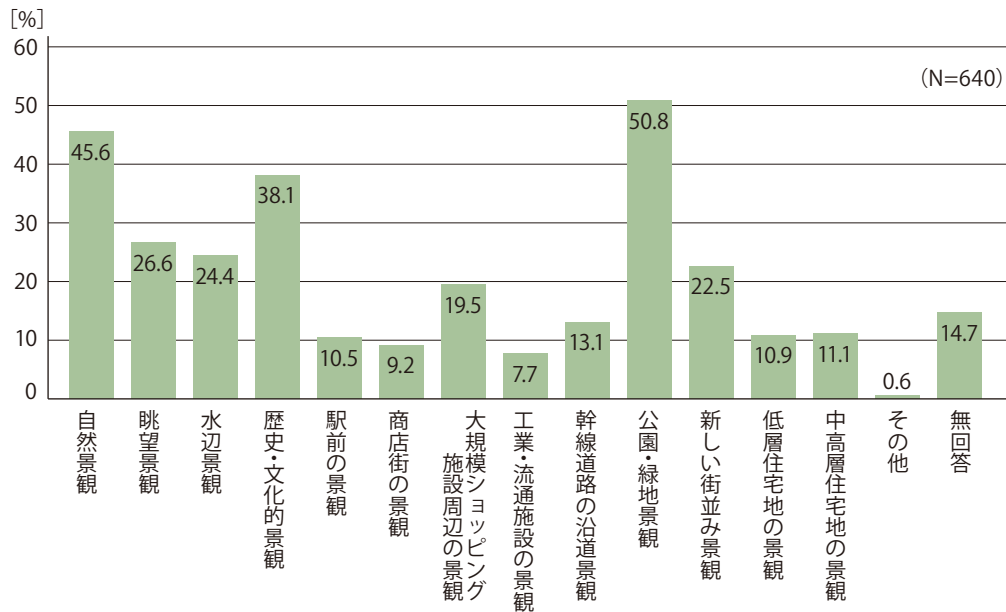
《環境基本計画》

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	居住環境の向上やバリアフリー化の促進により、高齢者が安心して生活できる良好な住宅の形成に努めます。
4-1 災害への備えを充実させる	建築物の耐震化を促進することにより、安全で良好な住宅ストック※の形成を図ります。
5-4 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる	適切な開発指導や土地利用誘導により、快適な住環境や美しい街並みの形成を推進します。
5-9 市民・民間によるまちづくりを促進する	住民による地域づくりの支援を行うことにより、良好な住環境の維持・創出を図ります。
6-2 バランスのとれた自然環境をつくる	緑の基本計画や景観計画に基づき、公園の再整備や公共空間における緑化の推進により、都市のみどりの充実に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	大学などの多様な主体と協働し、快適で良好な住環境の形成を推進します。

■自慢できる、茨木市民として誇れる景観



アンケート「茨木市の景観について」(平成21年8月)
茨木市景観計画策定に向けた調査

※住宅ストック：

過去に建築され、現在も使用可能な住宅のことを指します。

「緑」と「みどり」の違いとは：

本計画では、「緑」と「みどり」を次のように使い分けています。

- ・「緑」：人工林、雑木林や市街地の緑地など、個々の「緑」のことをいいます。
- ・「みどり」：個々の「緑」や河川・水路等の水辺を総称して表現する場合は「みどり」といいます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取 組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
① 快適で良好な 住環境の形成	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	高度地区※ ¹ による高さ制限や地区計画の導入により、各地域の実情に応じた適切な規模の建築物の立地や、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を進めています。	住民活動への支援を行い、住民の合意と相互協力による地区計画や建築協定、景観協定の導入等を図るとともに、創意工夫により魅力ある計画となるよう、民間建築物における総合設計制度※ ² の活用を促進します。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	市民・事業者・行政の協働により、住環境の保全と向上が図られています。	住民間での協力や行政・事業者との連携により、良好な住環境の維持・創出に努めます。
② 都市における みどりの形成	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
		整備後、相当年数が経過している公園について、住民ニーズや地域の実情に即した再整備を検討します。
	《 目 標 》	《 市 民 》
		庭先の植栽や地域の公共空間における緑化活動に取り組み、みどりのあふれる美しいまちづくりをめざします。
	《 現 状 と 課 題 》	《 事 業 者 ・ 団 体 》
		開発事業者は、開発や建築物の建築にあたっては周辺住民の住環境に十分配慮し、地域と調和した良好な住環境や街並みの形成に努めます。
	《 目 標 》	《 市 民 》
		開発事業者は、開発に伴う公園の整備においては、適切な規模の確保や利用しやすい配置となるよう努めます。

※1 高度地区：

都市計画法に基づき、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を都市計画で定める「地域地区」の一つです。市では、良好な市街地の住環境の実現を図るため、平成22年より、斜線制限及び建築物の最高高さを定める8種類の高度地区を施行しています。

※2 総合設計制度：

建築基準法に基づき、敷地内に歩行者が日常自由に通行または利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和する制度です。

※3 都市計画公園：

都市計画において定められる都市施設の一つで、本市では利用目的や規模などから街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園の4種類、84公園を都市計画決定しています。

取組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
③ 良好な景観の 保全と創造	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	景観計画及び景観条例を制定し、市民・事業者・行政の協力により、山並みや田園等の美しい自然の保全、建築物の形態意匠の誘導や民有地の緑化の推進によるうるおいと落ち着きのあるまちなみの整備など、地区の特性に応じた良好な景観の形成に努めています。 各主体が担い手としての自覚を持ち、長期的に良好な景観づくりに取り組むことが望まれます。	景観計画及び景観条例に基づき、官民協働による魅力的な景観の形成の推進を図ります。 また、地域の歴史・文化資源をいかす魅力ある景観の形成に努めます。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	市民・事業者・行政の協働により、美しい景観は市民共通の財産として、創る・守る・育てるという意識の共有と実践が進んでいます。	一人ひとりが景観形成の担い手であり、建築行為等において、各自が周辺に配慮するという意識を持ち、良好な景観の創出に努めます。 地区レベルで、市民が主体性・責任感・愛着心を持ち、自主的な取り決めによる景観の創出に努めます。
④ 良好な住宅ス トックの形成	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
		市内の住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や改修の補助を行います。 居住水準の向上、バリアフリー化の促進や、住宅の長寿命化等のための制度の周知と普及に努め、市民の居住環境向上を図ります。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	良好な住宅が供給され、市民の居住環境が向上しています。	住まいの安全確保のため、耐震診断や改修に取り組めます。 長期間にわたって安心して住むことができる良質な住宅づくりや住まい選びに努めます。
		《 事 業 者 ・ 団 体 》
		事業者は、地域社会の一員として、その事業活動が周辺の環境に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に努めます。
		《 市 民 》
		住まいの安全確保のため、耐震診断や改修に取り組めます。 長期間にわたって安心して住むことができる良質な住宅づくりや住まい選びに努めます。
		《 事 業 者 ・ 団 体 》
		事業者は、耐震診断や改修に関する市民への情報提供を行い、耐震化が促進されるよう努めます。 開発事業者等は、住宅の長寿命化のための制度の活用等により、市民に良質な住宅ストックを提供するよう努めます。 リフォームに関する情報提供や支援、中古住宅の流通促進に努めます。

※長期優良住宅：

耐震性や耐久性、省エネへの配慮など、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅のこと。
認定を受けることで、住宅ローン減税(所得税、個人住民税)、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の税制上の優遇を受けることができます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取 組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
⑤ 公的住宅の改善・充実	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	良質なストック重視の住宅施策の展開が求められる中、公営住宅分野については、厳しい財政状況のもと、効率的かつ効果的な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応することが求められています。そのため、公営住宅ストックの長寿命化を図り、維持管理コストの縮減につなげることが重要となっています。	市営住宅を適切に維持管理することにより、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。 公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	公的住宅の改善・充実が図られています。	《 事 業 者 ・ 団 体 》
		公的住宅の事業者は、適切な維持管理により、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。また、公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。

施策6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる

第5章：都市活力がみなぎる便利で快適なまち

施策概要

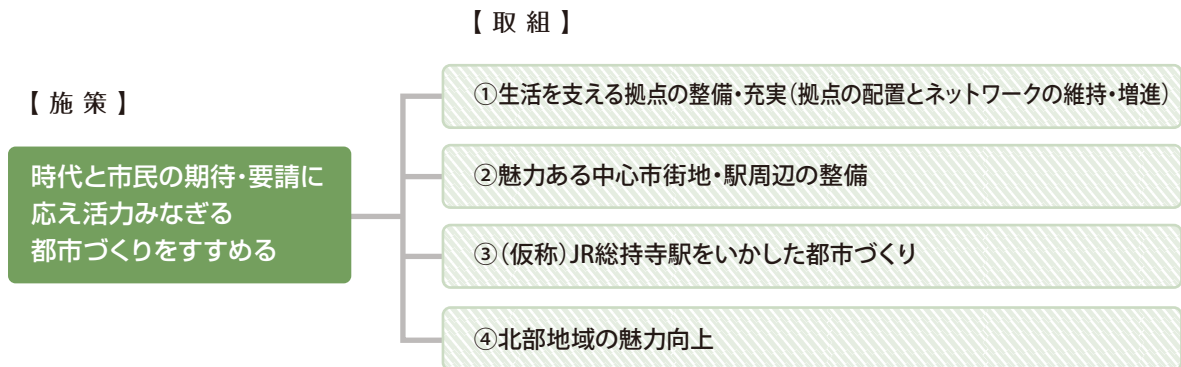
施策の必要性

時代の変化に対応し、都市間競争を生き抜く魅力あるまちであり続けるためには、集約型都市構造[※]への転換や都市魅力の向上など、これからの社会を見据えた取組を進めていかなければなりません。本市で進みつつある主要プロジェクトによる効果を市全体に広げ、長期的な視点のもと、新しい発想で、時代の流れや市民のニーズに応えるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

将来にわたって住み続けたい、さらに活力ある都市として成長・発展させていくという視点から都市構造を捉え、生活を支える都市機能を維持・向上させるとともに、中心部における魅力ある地域、拠点への再生、北部地域をはじめとする豊かな文化、自然資源等をいかし効果を高める取組などにより、これからの時代を先導する活力あるまちづくりを進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

《総合交通戦略》

「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体の協働により、推進する具体的な交通施策を定めた実行計画

※集約型都市構造：

市街地の拡散や郊外化を抑えるとともに、高齢化社会や環境にも配慮し、徒歩・自転車を中心とした生活圏域に商業・業務、医療・福祉、教育・学習等の都市機能が配置されたまちのことで、この考え方をもとに「多核ネットワーク型都市構造」(177ページ)をめざします。

関連する施策と連携の内容

関 連 す る 施 策	連 携 の 内 容
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	中心市街地における文化活動の拠点づくりや歴史・文化の活用による地域の魅力づくりを推進します。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	北部地域の観光資源をまちの魅力向上のための拠点として、整備・活用します。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	商店街の利便性向上や都市と農村の交流を図り、地域産業の活性化に努めます。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	公共交通の維持・充実と生活拠点の利便性向上により、地域の生活環境の向上に努めます。
5-9 市民・民間によるまちづくりを促進する	民間や住民による地域づくりを促進するための公共施設の維持・充実を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民や市民団体、大学等との協働のまちづくりにより、魅力ある賑わいの拠点形成を図ります。

取組の目標及び各主体が行うこと

取 組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
① 生活を支える拠点の整備・充実(拠点の配置とネットワークの維持・増進)	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	市中心部のJR及び阪急駅前広場の再整備や(仮称)JR総持寺駅の設置等、公共交通の結節点となる駅や駅周辺等の拠点整備が進められています。 これら拠点間のネットワークの維持・増進を図るとともに、各拠点において生活に必要な都市機能の維持・充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。	市内各地域における生活を支える拠点となる駅や駅周辺等の整備と、必要な公共施設の機能の維持・充実を図ります。 また、それらの拠点を結ぶ交通ネットワーク機能の維持・増進に努めます。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	公共交通の結節点となる市の都市拠点や地域拠点、生活拠点の整備により、都市機能が維持・増進され、地域の生活環境が向上しています。	各拠点における施設や公共交通の利用に努めます。
		《 事 業 者 ・ 団 体 》
		商業・交通・サービス等市民の生活を支える事業を営む事業者は、市民が利用しやすい生活利便施設の充実に努めます。 交通事業者は、交通事業者間の連携や、各行政機関等との協力により、公共交通の利便性向上を図ります。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
② 魅力ある中心市街地・駅周辺の整備	《 現状と課題 》	《 市 》
	都市として発達を遂げてきた本市においても、商業環境の変化等による駅前や商店街の利用者の減少が課題となっています。一方で、長年地元で愛されている店舗や個性豊かな新規店舗による賑わい創出の動きが見られます。	駅周辺の再整備やシビックセンター環状道路※ ¹ の一方通行化、回遊性のある商業地区づくりにより、魅力ある賑わいの拠点形成を図ります。また、中心市街地活性化協議会※ ² の設立や基本計画の策定に向けて取り組みます。
	《 目標 》	《 市民 》
	駅周辺や中心商業地区の再整備が進み、人々が楽しく散策し、集う気あふれる空間となっています。起業家への支援などにより、魅力的な商店等が生まれています。さらに、市民や市民活動団体等の協働による活動が実を結び、中心市街地に賑わいが生まれています。	魅力ある中心市街地・駅周辺の再生に向けて、利用者の視点から課題を見つめ、事業者と共に、安全で快適に利用できる歩いて楽しい商業地区の形成や、賑わいの拠点づくりに取り組みます。
③ (仮称) JR総持寺駅をいかした都市づくり	《 現状と課題 》	《 市 》
	平成30年春の(仮称)JR総持寺駅開業に向けて、JR、民間事業者、茨木市が連携・協力し駅建設及び周辺整備を進めるとともに、他の公共施設とのネットワーク強化を図る必要があります。	(仮称)JR総持寺駅建設に伴い、駅前広場やアクセス道路及び周辺道路の整備を推進するとともに、地域の公共交通の拡充を図ります。周辺の施設、資源との連携を図り、地域の魅力向上に努めます。
	《 目標 》	《 市民 》
	(仮称)JR総持寺駅が開業することで、まちの新たな拠点が誕生し、同駅や阪急総持寺駅周辺地域の活性化が図られています。	まちの新たな拠点や周辺施設を積極的に利用することにより、地域の賑わいづくりに参加します。
④ 北部地域の魅力向上	《 現状と課題 》	《 市 》
	北部地域には緑豊かな自然や歴史環境があり、憩い・癒しの場として市民に親しまれています。彩都、安威川ダム、新名神高速道路などの主要プロジェクトが行われており、周辺施設との相乗効果による魅力向上が期待されています。	安威川ダムや新名神などの周辺整備を行い、既存資源や新たに生まれる資源が結びつく取組を推進し、プロモーション活動等、北部地域の魅力発信に努めます。また、観光拠点を含めた公共交通の確保を検討します。
	《 目標 》	《 市民 》
	北部地域が良好な住環境と観光資源を備えた魅力ある地域として整備され、多くの来訪者との交流が増え、活性化が図られています。	地域住民や学生、来訪者が北部地域の施設の利用やイベント等への参加を通じて、賑わいづくりに関わります。
		《 事業者・団体 》
		中心市街地で活動する事業者は、個性があふれ、新しい魅力を発信できる商業活動を展開します。また、NPOをはじめとする市民活動団体等との対等な協働関係を築くとともに、自立した組織として賑わいづくりに取り組みます。
		《 事業者・団体 》
		協力して(仮称)JR総持寺駅周辺整備を進めている開発事業者は、同駅へのアクセス道路や駅前広場等の周辺環境整備に努めます。
		《 事業者・団体 》
		北部地域で観光や農業等に係わる事業を展開する事業者は、北部地域の施設運営、イベント等の企画、実施に取り組み、北部地域の魅力づくりに積極的に関わります。

※¹ シビックセンター環状道路：

市中心部の交通環境の向上や、ゆとりやうろちのある空間を創出するため、茨木駅前線と茨木鮎川線等により形成された環状道路です。

※² 中心市街地活性化協議会：

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地における都市機能の増進を図るもの及び経済活動の向上を図るものにより組織され、中心市街地の活性化を総合的に推進するために設置される協議会です。

施策7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる

施策概要

施策の必要性

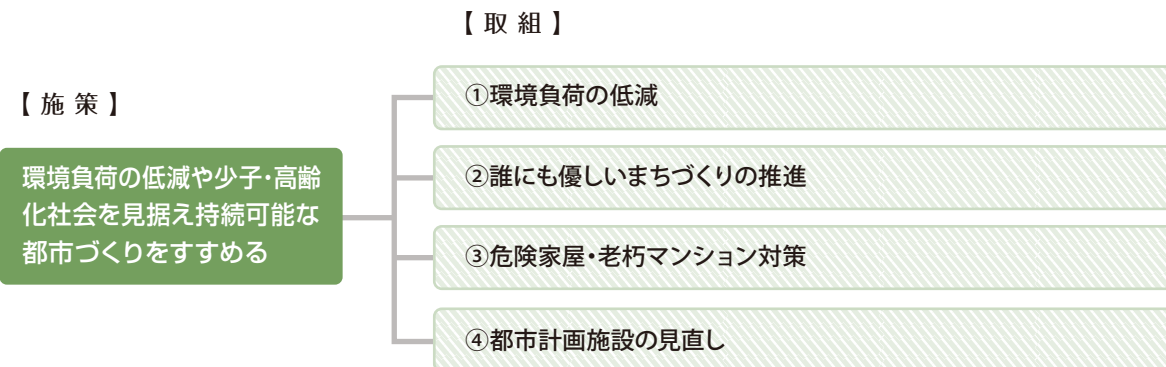
地球規模で進む環境問題に対応した低炭素・循環型の都市への転換、少子・高齢社会に対応したまちの活力の維持・増進、これから顕在化してくると予想される老朽化した住宅の放置、社会資本の老朽化への対応、維持管理コストの増大などの課題に対応し、持続可能なまちとなるよう、各主体が協力して取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

限られた資源を有効に活用し、地域内で循環する省エネルギー型の都市をめざすとともに、誰にもやさしい福祉のまちづくりや、既存のストックの活用や施設の長寿命化などを進めていきます。これにより、将来にわたって住み続けることができるまちをめざします。

今後も増加すると懸念される空き家については、所有者への働きかけを行うほか、まちづくりへの活用をめざします。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

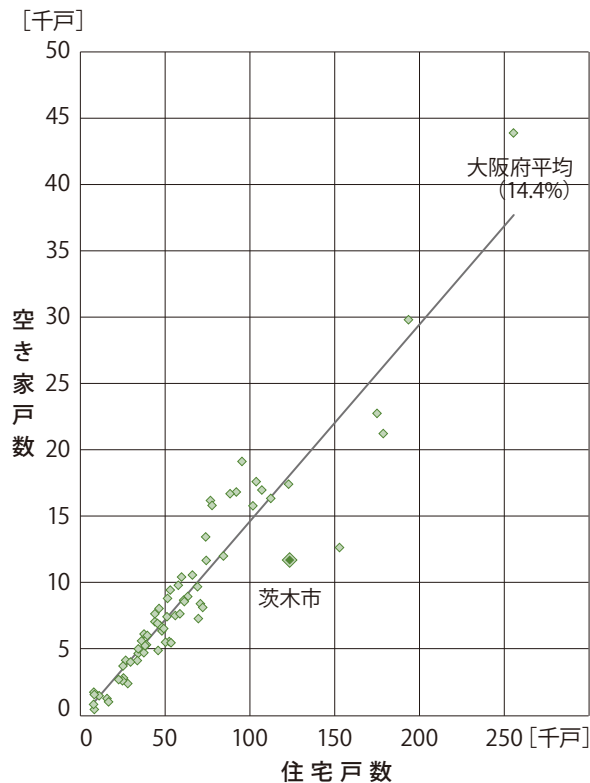
《環境基本計画》

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

関連する施策と連携の内容

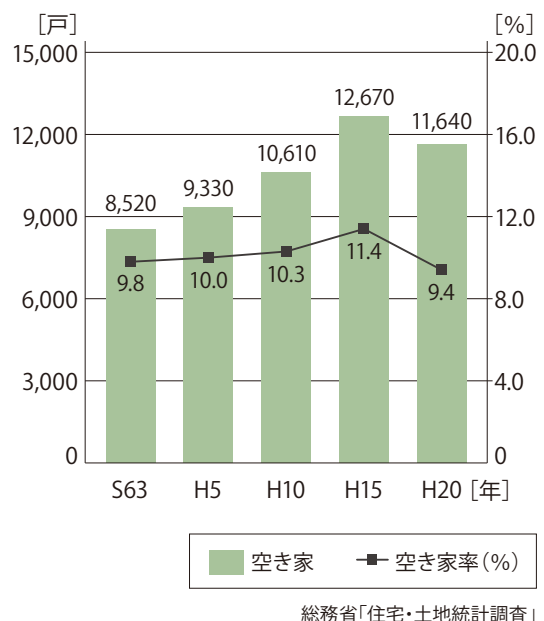
関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	公共施設や道路をはじめ、高齢者等が利用する施設等のバリアフリー化を推進します。
1-3 障害者への支援を推進する	障害者が安全で快適に利用できる公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。
3-5 都市間の交流と国際化をすすめる	国内外を問わず、さまざまな人が利用しやすい公共空間づくりやユニバーサルデザインの導入を推進します。
5-4 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる	適切な土地利用の誘導や開発指導を行い、将来にわたり持続可能なまちをめざします。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	相当年数の経過している公園等について、住民のニーズに沿った見直し・再整備を検討します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	都市計画道路の見直しを図るとともに、誰もが利用しやすいよう、公共交通の移動円滑化を推進します。
6-1 いごちの良い生活環境をたもつ	空き家所有者への働きかけ等、関係部局の連携により、地域の快適な生活環境の確保に努めます。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	市民自らが省エネルギー対策に取り組み、低炭素化社会に向けたまちづくりの推進に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	各主体の協働により、すべての人が安全で快適に利用できるまちづくりを推進します。

■大阪府内市町村の空き家戸数



※大阪市、堺市は区単位でプロットしています
総務省「平成20年住宅・土地統計調査」

■茨木市の空き家戸数と空き家率の推移



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①環境負荷の低減	《 現状と課題 》	《 市 》
	環境問題が深刻化している中、低炭素社会の実現のため、さまざまな取組が進められています。東芝工場跡地ではスマートコミュニティが計画され、住居、商業施設、医療施設等、都市の構成要素を適正に配置し、さまざまなインフラの全体最適化を図るひとつのモデルケースとして検討が進められており、環境負荷を抑えたまちづくりや暮らしの実践が求められています。	東芝工場跡地でのスマートコミュニティを促進します。また、既成市街地や大規模開発においてもスマートコミュニティの考え方の導入を検討します。 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進のため、低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。
	《 目標 》	《 市民 》
	市民一人ひとりが環境保全に対する高い意識を持ち、環境負荷の低減に努めるとともに、各主体の協働により、スマートコミュニティや低炭素化社会の実現に向けた取組が進められています。	環境問題に対する関心を持ち、積極的な情報収集や環境に配慮した住宅づくりなど、低炭素社会に向けた暮らしの実践に努めます。
②誰にも優しいまちづくりの推進	《 現状と課題 》	《 事業・団体 》
		複合的な都市開発を計画的に進めようとする事業者は、住居、商業施設、医療施設等、都市の構成要素を適正に配置し、さまざまなインフラの全体最適化を図るスマートコミュニティの考え方の導入を検討します。 住宅供給等を行う事業者は、新たに住宅を建設する際には低炭素建築物の供給を促進するなど、環境負荷を抑えた低炭素型のまちづくり推進に努めます。
		《 市 》
		進行していく高齢社会に対応するため、公共施設や歩行者経路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進し、安全な歩行空間の確保に努めます。 ユニバーサルデザインの導入にあたっては、関係部局が連携して取組を進めます。
②誰にも優しいまちづくりの推進	《 目標 》	《 市民 》
		一人ひとりがバリアフリーに対する理解を深め、地域福祉の担い手であるという自覚を持ち、地域活動への参加や社会福祉活動への支援に努めます。
		《 事業・団体 》
		多数の人が利用する施設等を設置、管理する事業者は、市民や行政と連携を図り、特定建築物※や道路等の公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入を積極的に推進し、より広域的な都市施設のバリアフリー化に努めます。

※特定建築物：

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に定められた学校、病院、劇場、共同住宅、老人ホームなど、多数の人が利用する建築物やその部分、建築物に付属する施設を指します。

取 組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
③危険家屋・老朽マンション対策	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	倒壊のおそれのある危険家屋への対応や、老朽マンションの建替え等に関する相談が市民から多く寄せられています。 各市で空き家の適正管理に関する条例が制定されるなど、増加する空き家への対策が全国的に課題となっています。	増加する空き家の所有者への働きかけや建物の適正な管理につながる情報提供等を行い、既存ストックの活用につなげます。 分譲マンションの適正な管理や建て替えの円滑化を図るため、民間団体との連携による情報提供や相談機能の推進を図ります。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	老朽化した建築物への適切な対応による安全性の確保や、既存ストックを活用したまちづくりが進んでいます。	空き家の適正な管理や有効活用に努めます。
		《 事 業 者 ・ 団 体 》
		不動産に関わる事業者は、市民への積極的な情報提供や相談の場の提供に努めます。 また、自己管理する建築物の適切な管理に努めます。
④都市計画施設の見直し	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	都市計画施設の多くは、高度経済成長期の急激な都市の拡大等に対処するために計画決定してきましたが、今日の人口減少、交通需要の減少などの社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じた計画の見直しを行う必要があります。	都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、長期未着手の都市計画施設については必要性・実現性等の観点から評価を行い、適宜見直しを行います。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、必要性・実現性等の観点から適宜見直しが行われています。	
		《 事 業 者 ・ 団 体 》

施策8 暮らしと産業を支える交通を充実させる

施策概要

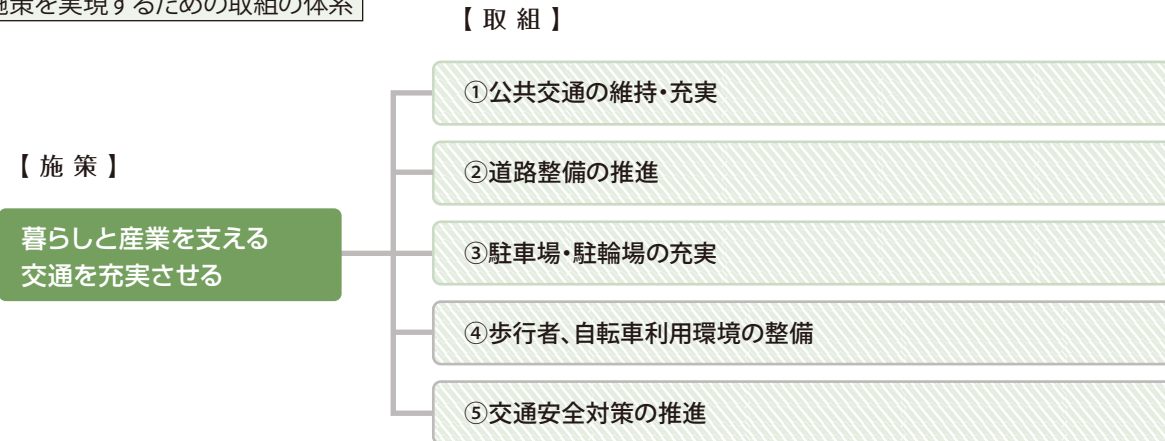
施策の必要性

人やモノの移動を支える交通は、さまざまな活動を支え、都市の動脈として重要な役割を果たします。今後とも、幹線道路の整備を進めて人、モノの円滑な流れを実現し、都市の活力を維持増進していかなければなりません。また、少子高齢社会においては、公共交通の維持や安全な交通環境など、交通弱者[※]の移動の円滑化が求められています。さらに、近年は自転車の適正な利用が課題となっています。

施策の方向性

国土軸に位置する優位性をさらにいかしていくとともに、平成25年度に策定した総合交通戦略に基づき、「住みやすい・移動しやすい」まちづくりのため、道路ネットワークの充実と強化、公共交通の利用促進や歩行者・自転車空間の安全性の向上等の総合的な交通施策を進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《総合交通戦略》

「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体の協働により、推進する具体的な交通施策を定めた実行計画

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

《自転車利用環境整備計画》

自転車走行空間の整備、駐輪対策の推進、自転車利用マナーの向上といった自転車利用環境の改善を図るための諸施策を展開していく指針となる計画

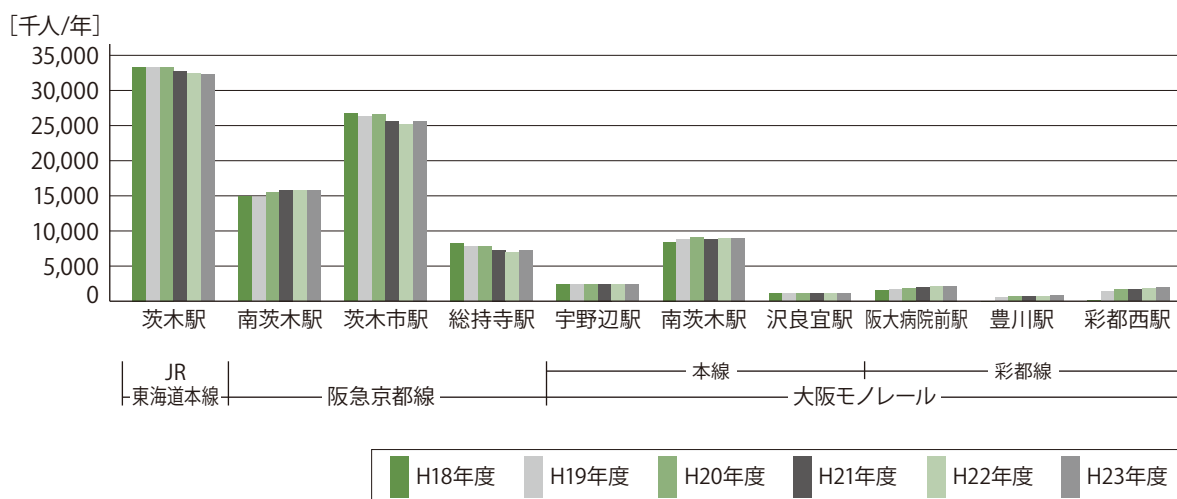
※交通弱者：

自動車を自ら運転できないなど、身体的、法的な理由により、移動する際に制約を受ける人で、高齢者、障害者、子どもなどを指します。

関連する施策と連携の内容

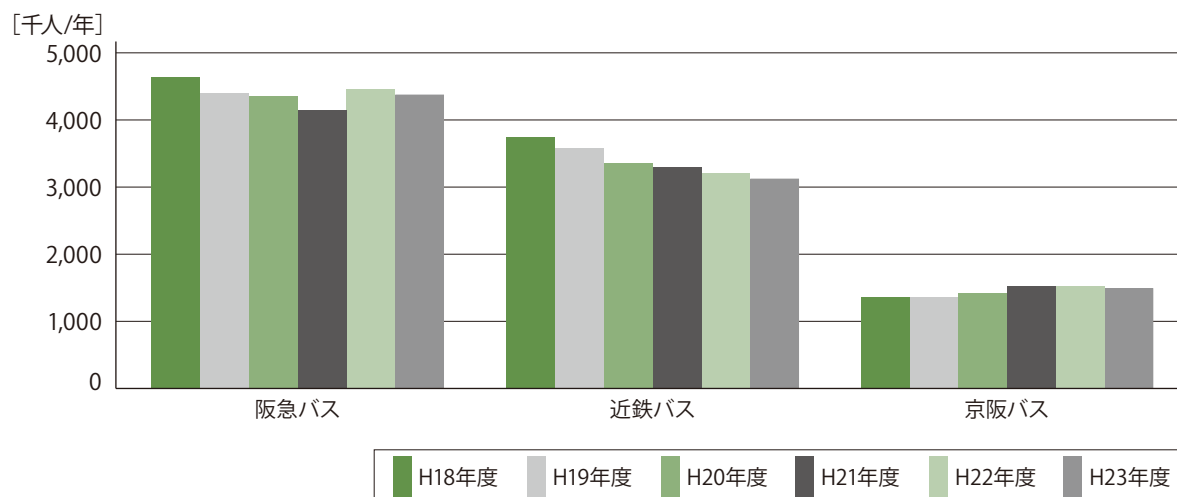
関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	総合交通戦略に基づく施策を推進します。
1-3 障害者への支援を推進する	総合交通戦略に基づく施策を推進します。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	総合交通戦略に基づく施策を推進します。
4-1 災害への備えを充実させる	防災空間ともなる、道路の持つ機能に配慮した整備を行います。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	中心市街地・各拠点を結ぶ公共交通の利便性向上や交通環境の改善により、まち全体の活力を高めます。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、必要に応じて、都市計画道路の見直しを検討します。

■鉄道各駅の年間利用者数



茨木市総合交通戦略(平成26年3月)

■バス事業者別の年間乗車人数



茨木市総合交通戦略(平成26年3月)

取組の目標及び各主体が行うこと

取 組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
①公共交通の維持・充実	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	鉄道や路線バスの利用者数は減少傾向となっており、今後、高齢化が進展する中で誰もが安心して外出できる交通環境を整備するため、公共交通の維持及び拡充を図ることが重要となっています。	公共交通の利用促進を図るため、交通結節点である各鉄道駅の機能強化に努め、交通環境の整備を進めます。 既存バス路線を活用した利用環境の改善を進めます。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	市内ではバス路線網が維持され、多くの人が利用しています。また、タクシーは、路線バスを利用できない交通弱者やさまざまな利用者のニーズに応えるなど、多様なサービスが提供されています。	不要不急の車利用の抑制に努めるとともに、公共交通の維持も踏まえ、移動手段として積極的に公共交通を利用します。 《 事 業 者 ・ 団 体 》 交通事業者は、情報提供や事業者間連携による乗り換え利便性の向上等により、公共交通の整備を進め、市民の利用促進を図ります。
②道路整備の推進	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	本市は国土幹線が通り、広域的な交通利便性に恵まれています。 しかし、市内の都市計画道路の整備率が低く、交通処理機能が不足しており、主要な幹線道路が混雑しています。	国土幹線・幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路の整備を計画的に進めます。 また、防災空間としての視点からも道路整備を進めます。 都市計画道路については適宜必要性・実現性等の観点から評価を行い、計画の見直しを検討します。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	市中心部への通過交通の流入を抑制するとともに、市内幹線道路網の整備推進により、市内交通が円滑になるよう道路整備が進んでいます。また防災空間としての役割にも配慮されています。	 《 事 業 者 ・ 団 体 》
③駐車場・駐輪場の充実	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	駅周辺等における市営駐車場や駐輪場の整備が進み、路上駐車や路上駐輪は減少傾向にあります。駐輪場については収容台数の不足等の問題を抱えています。	公共駐車場の維持に努めるとともに、駅周辺等における公共駐輪場の整備充実にも努めます。 交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	交通の状況や地域の特性に応じた駐車場・駐輪場の整備が進んでいます。	駐車場や駐輪場の積極的な利用により、路上駐車・路上駐輪の低減に努めます。 交通ルールやマナー、駐輪や駐車ルールを守ります。 《 事 業 者 ・ 団 体 》 鉄道事業者及び路線バス事業者、駐車需要施設の設置者などは利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めます。

取 組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
④ 歩行者、自転車 利用環境の整備	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	市の中心部では自転車と歩行者がともに多く、 自転車通行可能な歩道において混在する状況 となっているため、歩行空間や自転車利用環境 の整備が求められています。	歩行者専用道路や自転車道などの整備を進め、 都市施設を結ぶ自転車通行空間のネットワー ク構築を図ります。 自転車利用環境を向上させる取組を進めます。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	歩行者、自転車、自動車の通行空間の分離など による安全な歩行空間の確保が進むとともに、 自転車利用環境の向上により、安全な歩行者、 自転車通行が可能となっています。	徒歩による移動や自転車利用のルールを守り ます。 《 事 業 者 ・ 団 体 》 従業員にレンタサイクルの活用等、自転車の利用 を促進するとともに、安全意識の啓発に努めます。
⑤ 交通安全対策 の推進	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	本市の事故発生件数は減少傾向ですが、さらな る安全な道路環境の形成、交通ルールやマ ナー向上に対する啓発活動の強化が必要に なっています。	交通安全施設等の整備により、安全な道路環 境の形成に努めます。 歩行者、自転車利用者を対象に、通行ルールや マナーの啓発及び周知活動を行います。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	安全な道路環境の形成や市民の交通意識の高 まりにより、事故の発生件数が減少し、安全か つ快適な通行が実現しています。	自転車と歩行者との譲り合い等、交通に対する 知識を高めるため、交通に関する学習への参加 等、交通ルールやマナーの向上に努めます。 《 事 業 者 ・ 団 体 》 警察などの交通管理者は、効果的な交通規制 の推進、交通ルールやマナーの啓発に努めます。

施策9 市民・民間によるまちづくりを促進する

施策概要

施策の必要性

本市は、地域住民の主体的な取組による地区計画等の策定を積極的に展開してきました。また、(仮称)JR総持寺駅の整備など、民間事業者と市が協力して取り組んでいる計画が進んでいます。さらに、全国的に見ると、一定の区域を事業者や住民自ら経営するといった新しい動きも始まっています。このような動きを踏まえ、地域住民、民間事業者が、自ら地域をマネジメントすることも想定した取組が必要となっています。

施策の方向性

まちづくりに関する知識の普及、情報の提供、まちづくり活動への支援を継続して進め、住民主体のまちづくりの促進に努めるだけでなく、民間事業者と協力して進める新しいまちづくりについても検討、推進し、本市の魅力と活力を発信していきます。

施策を実現するための取組の体系

【施策】

市民・民間による
まちづくりを促進する

【取組】

①民間との連携、活力の活用

②市民による地域づくり

分野別計画等

《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
5-4 地域特性をいかした都市づくりを計画的にすすめる	民間活力等の活用や地域住民の活動の支援により、地域の特性をいかすまちづくりを進めます。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	住民、事業者、行政の連携・協働により、良好な住環境の整備に努めます。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	民間事業者との協働により、時代の変化に対応する安全・安心な都市環境の整備に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	まちづくりに関する制度の普及や情報提供に努め、地域住民による主体的なまちづくりを支援します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	民間事業者や市民、NPO等と連携・協働し、魅力あるまちづくりに積極的に取り組みます。

地区計画決定一覧

年 度	箇所数	面 積 [ha]	箇 所 名
平成4年度	1	8.9	内瀬東地区
平成7年度	1	579.1	彩都地区
平成8年度	2	8.2	郡地区、南春日丘七丁目地区
平成11年度	6	65.6	茨木ヒルズ地区、島地区、豊川三丁目・南清水地区、西豊川北地区、南春日丘五丁目地区、目垣二丁目地区
平成13年度	3	14.5	桜ヶ丘地区、白川A地区、白川E地区
平成14年度	5	13.7	白川B地区、白川C地区、白川D地区、東太田二丁目地区、東太田四丁目地区
平成15年度	1	0.8	北春日丘二丁目地区
平成16年度	1	0.2	白川F地区
平成17年度	1	21.3	山手台新町地区
平成18年度	1	2.8	新大池地区
平成19年度	2	17.9	茨木サニータウン第2住宅地区、真砂・玉島台地区
平成20年度	1	7.4	藍野みどりが丘地区
平成21年度	1	3.9	山手台東町地区
平成22年度	2	7.2	五日市緑町・畑田町地区、耳原三丁目地区
平成23年度	3	5.8	庄一丁目地区、畑田町南地区、花園二丁目地区
平成24年度	1	10.0	立命館大学岩倉町地区
平成25年度	1	2.0	藤の里二丁目地区
平成26年度	1	1.6	南春日丘五丁目阪神不動産住宅地区
計	34	770.9	

(平成27年2月末日現在)
茨木市資料

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現 状 と 課 題 及 び 目 標	各 主 体 が 行 う こ と
① 民間との連携、 活力の活用	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	民間の開発において、公共施設の整備や市民が利用できる施設が設置されるなど、民間と連携したまちづくりが進んでいます。 また、民間の創意工夫等をいかした地域の整備や維持管理の視点が求められています。	指定管理者制度やPFI※ ² 事業等を活用した公共施設の整備・管理運営や都市計画提案制度等の適切な運用に努めます。 大規模な開発等の新たなまちづくりにおいては、民間と協力しながらまちづくりを進めます。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、都市計画制度や民間活力等を活用したエリアマネジメント※ ¹ の取組が進み、地域の魅力が向上しています。	《 事 業 者 ・ 団 体 》 民間開発事業者は、公共サービスに対する市民ニーズの高度化・多様化に対して、民間主体のノウハウ・創意工夫・柔軟性等をいかし、ニーズに即した地域の担い手となり、新たなまちの魅力の創出をめざします。
② 市民による地域づくり	《 現 状 と 課 題 》	《 市 》
	地区計画の決定や建築協定、景観協定の締結など、地域住民等による地域環境の保護等の取組が進んでいます。 「いばらきまちづくりラボ」※ ³ を開催し、市民のまちづくりに関する知識の普及等に努めています。 今後も、さまざまな主体との協働により、市民の活動を支援していくことが望まれます。	地域住民等による地域環境の保全等の取組に対し、必要な支援を行い、地域の状況に応じた制度の活用を促進します。 まちへの関心を高めるため、市民や事業者へのまちづくりに関する情報提供や交流の場を設けます。
	《 目 標 》	《 市 民 》
	地域における住民の主体的な活動を支援することにより、住民による地域づくりが進んでいます。	まちづくりに関する情報提供や交流の機会を積極的に活用し、主体的に地域づくりやまちづくり活動に参画します。 《 事 業 者 ・ 団 体 》 大規模な宅地開発等の新たなまちづくりにおいて、開発事業者は、地域の状況に応じた制度を活用し、良好な地域環境の形成に努めます。 まちづくりの専門家やNPO等は、住民の主体的なまちづくり活動に対し、各団体の専門的な見地から支援や協力を行います。

※1 エリアマネジメント：

一定の地域における良好な環境や価値を維持、向上させるための、住民、事業主、地権者等による都市経営を含む主体的な取組です。

※2 PFI：

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことをいいます。

※3 いばらきまちづくりラボ：

まちづくりに関するさまざまなテーマの課題探索とその解決策の検討を行うゼミ形式の講座です。